

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【公開番号】特開2005-109819(P2005-109819A)

【公開日】平成17年4月21日(2005.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2005-016

【出願番号】特願2003-339861(P2003-339861)

【国際特許分類】

H 04 M	1/00	(2006.01)
H 04 M	1/02	(2006.01)
H 04 M	1/21	(2006.01)
H 04 N	5/44	(2006.01)
H 04 N	7/14	(2006.01)
H 04 Q	7/38	(2006.01)

【F I】

H 04 M	1/00	U
H 04 M	1/00	J
H 04 M	1/02	C
H 04 M	1/21	M
H 04 N	5/44	Z
H 04 N	7/14	
H 04 B	7/26	1 0 9 L
H 04 B	7/26	1 0 9 T

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月11日(2006.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示部と、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、テレビ受信および通話処理に関する制御を行う制御部とを備えた携帯電話機であって、

前記制御部が、テレビ放送受信中に着信がある場合に、前記テレビ受信部の出力による前記表示部のテレビ画面表示を継続させつつ、前記テレビ受信部のテレビ音声の出力を中断し、通話モードに移行させるように構成されたことを特徴とする携帯電話機。

【請求項2】

前記制御部が、着信がある場合に、前記表示部の表示領域を第1の部分および第2の部分に分割し、前記第1の部分に前記テレビ受信部によるテレビ画面を表示し、前記第2の部分に発信者の情報を表示させることを特徴とする請求項1に記載の携帯電話機。

【請求項3】

前記携帯電話機は折り畳み可能であり、前記制御部が、折り畳んだ状態でテレビ放送受信中に、着信があり、かつ、携帯電話機が開かたとき、テレビ音声の出力を中断し、通話モードに移行させることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の携帯電話機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

地上ディジタル放送を受信できる携帯電話機において、テレビ視聴中に着信があったときテレビ受信を止めて携帯電話機を通話可能な状態（通話モード）にしなければならなかった。

本発明は斯かる課題を解決するためになされたもので、テレビ視聴中に着信があったときにテレビ画面表示を継続させつつ音声の出力を中断し、通話モードに移行することができる携帯電話機を提供することを目的とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明によれば、テレビ視聴中に着信があったときに、テレビ画像を表示させつつ通話を行うことが可能である。また、画面を分割しテレビ画面と発信者情報を同時に表示することも可能である。本発明は、テレビ受信機能付き携帯電話機の操作性を著しく向上させるものである。